

岡山市多目的屋内施設（アリーナ）整備事業に係る動画作成及び広報等業務委託企画競争実施の公示

岡山市委託業務企画競争実施に関する要綱第7条第1項の規定により、次のとおり公示する。

令和7年5月26日

岡山市長 大森 雅夫

1 目的

岡山市多目的屋内施設（アリーナ）整備事業に係る動画作成及び広報等業務委託を実施するにあたり、提案書の公募による企画競争を実施し、受託事業者を特定するもの。

2 業務の概要

- (1) 委託名 岡山市多目的屋内施設（アリーナ）整備事業に係る動画作成及び広報等業務委託
- (2) 業務内容 別添仕様書（案）参照のこと。
- (3) 委託期間 契約日から令和8年1月31日まで
- (4) 概算予算額 総額 5,000,000円（消費税及び地方消費税を含む）以内
- (5) 支払条件 完了後払い
- (6) 契約保証金 契約金額（消費税及び地方消費税相当額を含む。）の100分の10以上の額
本契約に係る契約保証金の種類は、①契約保証金の納付、②銀行等の金融機関の保証、③履行保証保険による保証のいずれかとする。

3 参加資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4及び岡山市契約規則（平成元年市規則第63号。以下「契約規則」という。）第2条第1項に掲げる者でないこと。
- (2) 企画競争参加申請書の提出日から契約の相手方として決定されるまでの間、岡山市競争入札参加資格及び審査等に関する事項について（昭和61年市告示第120号）に基づき、岡山市一般競争（指名競争）入札参加資格有資格者名簿（以下「有資格名簿」という。）に登載され、「役務」部門の業種「制作等」業種細区分「映画・ビデオ・マイクロフィルム・写真」かつ「役務」部門の業種「研究・調査・計画」業種細区分「研究・調査・計画」かつ「役務」部門の業種「イベント」業種細区分「イベント」に登録があること。
- (3) 委託事務事業の執行の適正化に関する規程（昭和58年市訓令甲第20号）第10条第1項及び第2項に定める市内業者、市内扱い業者又は準市内業者であること。
- (4) 企画競争参加申請書の提出日から契約までの間、岡山市指名停止基準に基づく、指名停止又は指名留保期間中でないこと。

4 日程及び期限

内容	日程・期限
仕様書（案）等の交付	公示日から令和7年6月16日（月）17時まで
仕様書（案）等に関する質問受付	公示日から令和7年6月3日（火）15時まで
仕様書（案）等に関する質問回答	令和7年6月6日（金）17時までに掲載予定
企画提案書の提出	令和7年6月16日（月）17時（必着）まで
ヒアリングの実施	令和7年6月19日（木）（予定）
審査結果の通知	令和7年6月24日（火）（予定）

5 仕様書（案）等の交付方法

岡山市ホームページからダウンロードすること。（トップページ＞事業者情報＞入札・契約＞その他の入札情報＞企画競争・その他＞令和7年度）

6 仕様書（案）等に関する質問の受付及び回答

仕様書（案）等に関する質問を受け付ける。ただし、評価基準の配点等、審査に支障をきたす質問については受け付けない。

（1）受付方法

電子メールで、メールの件名を「【企画競争質問】岡山市多目的屋内施設（アリーナ）整備事業に係る動画作成及び広報等業務委託」として、質問書（様式1）を岡山市スポーツ文化局スポーツ文化部スポーツ振興課へ提出すること。なお、提出後は、必ず電話にて到着確認（直通電話 086-803-1617）を行うこと。

【電子メール】 sportsshinkouka@city.okayama.lg.jp

（2）回答方法

受け付けた質問に対する回答は、岡山市ホームページで公表する。

【留意事項】

- ① 質問に対する個別回答は行わない。
- ② 質問を行った企業名は公表しない。
- ③ 質問に対する回答内容は本公示・仕様書（案）等の一部とみなす。
- ④ 意見の表明と解される質問、本事業に関係ない事項等の質問に対しては回答しない。

7 提案にあたっての留意事項

- （1）この業務の趣旨を十分に理解し、自由かつ柔軟な発想で提案を行うこと。
- （2）本業務の実施においては、関係法令を遵守すること。
- （3）具体的な実施業務の内容は、提案に基づき、関係機関との調整等も含め、市との協議により最終的に決定する。

8 企画提案書等の提出

（1）提出方法

企画競争参加者は、提出締切り日時までに下記の提出書類を岡山市スポーツ文化局スポーツ文化部スポーツ振興課宛へ「岡山市多目的屋内施設（アリーナ）整備事業に係る動画作成及び広報等業務委託 企画提案書在中」と朱書きの上、一般書留、簡易書留により郵送又は持参すること。

（2）提出書類

- ① 企画競争参加申請書（様式2）
- ② 提出書類一覧表（様式3）
- ③ 企画提案概要書（様式4）
- ④ 企画提案書（任意様式）
 - ・ 表紙、目次を除いたA4版20ページ以内で作成すること。
 - ・ 用紙は原則としてA4版両面使用とし、縦置き横書き（横綴じ）とすること。ただし表現の都合上、用紙及び記述の方法を一部変更することは差し支えないものとする。
 - ・ ページ番号は目次を除いた通し番号とし、各ページの下部中央に印字すること。
 - ・ 以下に掲げる項目に関しては、各項目名を明記の上、企画提案書に文章または図表で表現すること。
 - ・ 項目の順番を変更しても問題ないが、各項目名について明記すること。

- ・ 各項目について、できるだけ具体的に記載すること。
 - (ア) アリーナ整備事業（以下、本事業とする）の広報における課題の分析とその解決方法の提案
 - (イ) 業務全体の実施方針、コンセプト
 - (ウ) 動画の概要
 - ・ それぞれの動画の視聴対象やテーマをどのように設定したのか理由を添えて明記すること
 - ・ 画面編成
 - ※仕様書（案）中の「第2 2（2）ア（ア）」に掲げる「主に企業向け アリーナ整備事業全体の紹介用動画」及び同（イ）に掲げる「主に市民向け 任意テーマに沿った動画」の絵コンテを作成し、提示すること
 - なお、同（イ）に掲げる動画については、3本のうち少なくとも1本以上の絵コンテを作成し、提示することとする。
 - (エ) 機運醸成のための取組内容
 - (オ) 動画の展開方法
 - (カ) 効果測定及び分析内容
 - (キ) 本業務にあたっての実施体制、業務スケジュール等
 - (ク) 類似業務における過去5年間の受託実績について、発注者、受託業務名称、受託期間、契約金額及び業務概要（3件まで）
 - ※発注者は官民を問わない
- ・ 上記項目について、企画提案書の段階で最終確定を求めるものではないが、契約締結後の事業展開の流れ・イメージが最大限伝わる提案とされたい。
- ⑤ 経費の積算表（任意様式）
 - ・ 当業務に係る所要経費を全て見積もること
 - ・ 動画制作費用、機運醸成のための取組費用、その他の広報費用の区分を明らかにすること
- ⑥ 提出部数
 - ・ 社名、代表者印（岡山市に届け出た使用印）のあるもの1部（正本）
 - ・ 社名、代表者印のないもの8部（副本）

（3）注意事項

- ① 提出する提案書は、提案者ごとに1案とする。
- ② 企画提案書の下部中央にページ番号を印字すること。
- ③ 副本は、住所、法人名、代表者名等の表示を一切しないこと。
- ④ 仕様書（案）等に関する質問回答を確認のうえ、提出すること。
- ⑤ 契約締結後の実現可能性について、十分考慮したうえで提案すること。
- ⑥ 企画提案書に記載した業務責任者は、原則として変更できない。ただし、病休、死亡、退職等のやむを得ない理由により変更を行う場合には、同等以上の業務責任者を配置し岡山市に了承を得ること。
- ⑦ 提出期限までに提出されなかった提案書は、いかなる理由でも特定されない。
- ⑧ 提案書の提出期間後の差し替え、再提出は認めない。
- ⑨ 参加申請書の提出後に辞退する場合は、ヒアリング実施日の前日までに参加辞退届（様式5）を提出すること。
- ⑩ 「様式集」は、岡山市のホームページ（トップページ＞事業者情報＞入札・契約＞その他の入札情報＞企画競争・その他＞令和7年度）からダウンロードして使用できる。

【ホームページアドレス】

<https://www.city.okayama.jp/jigyosha/category/5-3-13-1-16-0-0-0-0-0.html>

9 特定方法等

(1) 審査体制

岡山市多目的屋内施設（アリーナ）整備事業に係る動画作成及び広報等業務委託企画競争審査委員会（以下「委員会」という。）で審査を行い、最適提案者及び次順位の提案者（次点）を特定する。

(2) 審査方法

①委員会は、提出書類及び提案者へのヒアリングにより、審査項目について審査を行う。

②委員会は、別添資料「岡山市多目的屋内施設（アリーナ）整備事業に係る動画作成及び広報等業務委託企画提案書等評価基準」（以下「評価基準」という。）を基に100点満点で審査し、得点により最適提案者及び次順位の提案者（次点）を特定する。

(3) ヒアリングの実施

①発表時間は1事業者につき15分以内とし、その後10分程度の質疑応答を行う。詳細な日時、場所については後日通知する。

②説明は提出された提案書により説明すること。追加資料を使用した説明は認めない。ただし、提案書の内容と同一のものに限り、モニター等を使用した説明を可とする。なお、モニターは本市で用意する。

③出席人数は3名以内とする。なお、配置予定の業務責任者は必ず出席すること。

(4) 評価基準

別紙のとおり

(5) 提案者の失格

提案者が、次のいずれかに該当する場合には失格とする。

①契約の相手方として決定するまでに「3 参加資格」を満たさなくなった場合

②提出書類に虚偽又は不備があった場合

③契約の履行が困難と認められるに至った場合

④提案者が個別に委員会の委員と接触を持つなど審査の公平性を害する行為があった場合

⑤提案者がヒアリングに出席しない場合

⑥見積額が概算予算額を超過している場合

⑦その他委員会で、本事業の遂行にふさわしくないと認められた場合

(6) 特定結果の通知

審査結果については、提案者全員へ書面により通知する。

10 契約手続等

最適提案者は、企画競争を実施した結果、最適な者として特定しただけであり、契約を締結するまでは契約関係を生じない。

岡山市は、委員会で特定された最適提案者と協議し、企画・提案内容を反映した仕様書を調整の上、地方自治法第234条に定める随意契約の方法により契約を締結するものとする。

なお、最適提案者と協議が整わない場合、又は最適提案者が契約締結するまでの間に、失格条件に該当した場合、次順位の提案者（次点）と協議できるものとする。

また、岡山市と最適提案者との間で契約締結に至らなかった場合、その理由の如何を問わず、岡山市は最適提案者に対し、一切の損害賠償責任を負わない。

1.1 その他留意事項

- (1) 提案書の作成・提出及びヒアリングの実施等、本企画競争への参加に要する費用は、すべて提案者の負担とする。
- (2) 提出された提出書類は、審査以外には使用しない。
- (3) 特定しなかった提案書は、原則として返却する。返却が不要な場合は、提案時にその旨を申し出ること。
- (4) 提案書に虚偽の記載を行った場合、当該提案書を無効とするとともに、提案者に対しては指名停止を行うことがある。
- (5) 提案書は、岡山市情報公開条例（平成 12 年市条例第 33 号）の規定に基づき開示請求されたときは、開示することにより、当該法人又は当該事業を営む個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものを除き、開示の対象となる。ただし、提案書特定期間中は、同条例第 5 条第 4 号イの規定により、開示の対象としない。
- (6) この企画競争の概算予算額は、この業務の契約締結に係る許容（予定）価格ではない。
- (7) この企画競争において使用する言語は日本語とし、通貨及び単位は日本国通貨及び円とする。
- (8) 提出された提案書は、当該提案者に無断で 2 次的に使用しない。
- (9) その他、当企画競争の実施及び契約の締結については、本公示で定めるもののほか、岡山市契約規則及び岡山市委託業務企画競争実施に関する要綱に定めるところによる。

【提出先・問い合わせ先】

岡山市スポーツ文化局スポーツ文化部スポーツ振興課（岡山市役所本庁舎 7 階）担当：服部、里見
〒700-8544 岡山市北区大供一丁目 1 番 1 号
電話：(086)803-1617
FAX：(086)803-1768
電子メール：suportsshinkouka@city.okayama.lg.jp